



会 長	副 会 長	事 務 局 長	係
			

宮崎労発基 0520 第 1 号  
令和 3 年 5 月 20 日

各 位

宮崎労働局長  
(公印省略)

### 令和 3 年度全国安全週間の広報掲載依頼について

労働基準行政の推進につきましては、日頃より御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、全国安全週間は、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、昭和 3 年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、一度も中断することなく続けられ、本年度で 94 回を迎えます。

本年も 6 月 1 日から 6 月 30 日までを準備期間として、7 月 1 日から 7 月 7 日までの期間に、

「 じぞくかのう あんぜんかんり みらい あんぜんしよくば  
持続可能な安全管理 未来へつなく安全職場 」

をスローガンに実施します。

昨年の宮崎県内における労働災害発生状況を見ると、死亡者数は前年比 1 件増の 13 件であり、休業 4 日以上<sup>の</sup>死傷災害に至っては前年比 94 件増の 1,576 件と大幅に増加し、憂慮すべき状況です。

県内の死傷者数が増加している要因としては、業種を問わず「転倒」による災害が多発していること、60 歳以上の方の労働災害が多発していることが考えられます。また、新型コロナウイルス感染症のうち、業務に起因して罹患したものは労働災害となる<sup>ところ</sup>、感染拡大によりこの労働災害が少なからず発生していることも、死傷者数の増加に影響しています。

労働災害の一層の防止を図るためには、働く高齢者の増加等の就業構造の変化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会情勢の変化等に対応し、将来を見据えた持続可能な安全管理を継続して実施することで、すべての働く方が安心して安全に働くことのできる職場の実現を目指す必要があります。各事業場においては、新型コロナウイルス感染症に十分留意の上、全国安全週間及び準備期間に経営トップが安全について関係者の意思統一を図るとともに、自ら率先して自主的な安全衛生活動を推進していくことが重要であると考えます。

つきましては、関係各位におかれましては、全国安全週間実施の趣旨に御賛同いただくとともに、事業場の使用者及び労働者への安全啓発の一環として、広報誌等に別添 1 又は別添 2 等により全国安全週間についての記事を掲載していただきたく、御協力をよろしく申し上げます。

なお、掲載後は、お手数ではありますが当該広報誌等を当局健康安全課まで御送付いただければ幸いに存じます。

#### 【連絡先(送付先)】

〒880-0805  
宮崎市橘通東 3-1-22  
宮崎労働局 労働基準部 健康安全課  
TEL 0985-38-8835  
FAX 0985-38-8830

# 令和 3 年度 全国安全週間

本 週 間 / 7 月 1 日 ~ 7 月 7 日

準備期間 / 6 月 1 日 ~ 6 月 30 日

<スローガン>

じぞくかのう あんぜんかんり みらい あんぜんしよくば  
持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場

全国安全週間は、昭和 3 年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、本年度で 94 回目を迎えます。

事業場で労使が協調して継続的に労働災害防止対策が展開されてきた結果、全国の労働災害は長期的に減少しています。しかし、宮崎県内においては、令和 2 年の死亡者数は前年比 1 人増の 13 人、休業 4 日以上死傷者数に至っては前年比 94 人増の 1,576 人と大幅に増加しました。年間の死傷者数(休業 4 日以上)が 1,500 人を超えるのは平成 19 年以来 13 年ぶりであり、大変憂慮すべき状況です。

県内の死傷者数の増加は、業種を問わず「転倒」による災害が多発していること、60 歳以上の方の労働災害が多発していることが主な要因となっています。また、新型コロナウイルス感染症のうち、業務に起因して感染したものは労働災害となる場所、感染拡大によりこの労働災害が少なからず発生していることも、死傷者数の増加に影響しています。

このような状況において労働災害を減少させるためには、働く高齢者の増加等の就業構造の変化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会情勢の変化等に対応し、将来を見据えた持続可能な安全管理を継続して実施していく必要があります。

これにより、すべての働く方が安心して安全に働くことのできる職場の実現を目指すことを決意して、令和 3 年度全国安全週間は、

「 持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場 」

をスローガンに、6 月 1 日から 6 月 30 日までを準備期間として、7 月 1 日から 7 月 7 日までを本週間として実施します。

この全国安全週間を契機として、それぞれの職場で、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、新型コロナウイルス感染症に留意の上、自主的な安全活動を着実に実行しましょう。

## 令和3年度 全国安全週間

「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に全国安全週間を展開します。

令和3年度の全国安全週間は、

「 じぞくかのう 持続可能な あんぜんかんり 安全管理 みらい 未来へつなぐ あんぜんしよくば 安全職場 」

をスローガンに、6月1日から6月30日までを準備期間として、7月1日から7月7日までを本週間として実施します。それぞれの職場で、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、新型コロナウイルス感染症に留意の上、自主的な安全活動を着実に実行しましょう。

参考

【機密性 2 完全性 2 可用性 2】

5年保存

宮崎労発基 0324 第 3 号  
令和 3 年 3 月 24 日

各労働基準監督署長 殿

宮崎労働局長  
(公印省略)

#### 令和 3 年度全国安全週間の実施について

標記について、令和 3 年 3 月 19 日付け基発 0319 第 1 号をもって厚生労働省労働基準局長から、別添のとおり通知されたので了知されたい。

については、全国安全週間及び準備期間に係る安全活動の推進を図るため、実施要綱の趣旨に基づき、安全大会及び安全パトロールの実施等、各署の実情に即した効果的な活動の展開を図られたい。

なお、7 月 1 日に安全衛生に係る優良事業場、団体及び功労者に対する宮崎労働局長表彰状授与式を予定するとともに、宮崎局版の全国安全週間リーフレットは別途通知する。

基 発 0319 第 1 号  
令和 3 年 3 月 19 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公 印 省 略)

### 令和 3 年度全国安全週間の実施について

労働災害は長期的には減少しており、令和 2 年の労働災害による死亡者数は 3 年連続で過去最少となる見込みである一方、休業 4 日以上の死傷者数は、平成 14 年以降で最多となる見込みであり、平成 30 年度より取組期間が始まった、第 13 次労働災害防止計画における死傷者数の目標達成は、大変厳しい状況である。

厚生労働省では、企業をはじめ関係各界での安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、令和 3 年度も全国安全週間を中央労働災害防止協会と共同で主唱し、別添の「令和 3 年度全国安全週間実施要綱」に基づき、令和 3 年 7 月 1 日から 7 月 7 日までを全国安全週間、6 月 1 日から 6 月 30 日までを準備期間とすることとした。

貴職におかれては、管内の労働災害発生状況から災害が増加傾向にある業種や事故の型等を分析しつつ、下記事項に留意の上、全国安全週間及びその準備期間を活用して指導・啓発を行う等、効果的な取組を期されたい。

さらに、都道府県等地方自治体の関係部局との連絡会議等の機会に、全国安全週間の実施について協力を依頼し、広く地域社会での安全意識の高揚と安全活動の定着が図られるよう努められたい。

なお、新型コロナウイルス感染症の地域の感染状況を踏まえ、下記取組の実施にあたっては、マスク着用、手指消毒、いわゆる「3つの密」を避けるようにする等、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、地方自治体等からの要請等に従って実施されたい。

### 記

#### 1 重点事項

- (1) 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」等を活用して、

労働災害防止のための総点検の実施を指導すること。また、「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」についても、当該プロジェクトの周知と連動して、重点的な周知を図ること。

- (2) 特に労働災害が増加する社会福祉施設について、社会福祉事業の許可権限を有する地方公共団体とは、労働災害発生状況の情報提供等により労働災害防止対策の必要性を共有するとともに、地方公共団体が社会福祉施設を対象として実施する指導等において、積極的な連携を図ること。

## 2 安全パトロール

- (1) 局幹部が手分けして複数の地域で実施する等、地域的な広がりがあるものとする。その際、地域への広報効果も十分に考慮すること。
- (2) 管内で労働災害が増加傾向にある業種等の事業場を積極的に対象とすること。
- (3) 関係業種団体の役員等に働きかけ、その参加を得ること。

## 3 効果的な取組の実施

- (1) 管内の主要な業種、労働災害発生状況、指導実績等を踏まえ、要綱の9の(1)及び(2)に掲げる実施事項を事業者に示し、全国安全週間及びその準備期間中に取り組むことを指導すること。また、その取組状況の報告を求めること等により、効果的な安全活動が推進されるようにすること。
- (2) 本社等が主導して労働災害防止対策に取り組むことが効果的と考えられる場合には、本社等に対する指導を実施すること。
- (3) 全国安全週間の機会を捉えて安全衛生意識の機運を醸成するため、局幹部自ら労働災害防止団体等への協力の要請を行うとともに、広報に当たっては、管内の労働災害発生状況や全国安全週間及びその準備期間中に取り組む事項を、具体的事例を交えて記者に分かりやすく説明するなど、労働災害防止に向け、効果的に実施すること。
- (4) 第三次産業を中心に、あんぜんプロジェクトへの参加や安全衛生に関する優良企業公表制度の活用を積極的に勧奨すること。

## 令和3年度全国安全週間実施要綱

### 1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で94回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しており、令和2年の労働災害による死亡者数は3年連続で過去最少となる見込みである。

一方、休業4日以上労働災害による死傷者数は、高齢者の労働災害、転倒災害や「動作の反動・無理な動作」による労働災害が年々増加していることに加え、新型コロナウイルス感染症の罹患による労働災害の増加により、平成14年以降で最多となる見込みである。

このような状況において労働災害を減少させるためには、働く高齢者の増加等の就業構造の変化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会情勢の変化等に対応し、将来を見据えた持続可能な安全管理を継続して実施していく必要がある。

これにより、すべての働く方が安心して安全に働くことのできる職場の実現を目指すことを決意して、令和3年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

### 持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場

### 2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

### 3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

### 4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

### 5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

### 6 実施者

各事業場

### 7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。実施にあたっては、マスク着用、手指消毒、いわゆる「3つの密」を避けるようにする等、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染防止対策を徹底することはもとより、各自治体等の要請等に

従う。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

## 8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

## 9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。実施にあたっては、マスク着用、手指消毒、いわゆる「3つの密」を避けるようにする等、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染防止対策を徹底することはもとより、各自治体等の要請や業界団体が作成する「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等に従う。

### (1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

### (2) 継続的に実施する事項

#### ① 安全衛生活動の推進

##### ア 安全衛生管理体制の確立

(ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備

(イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任

(ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化

(エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

##### イ 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

(ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施

(イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足

(ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実

(エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認



ウ 自主的な安全衛生活動の促進

(ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底

(イ) 職場巡視、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ リスクアセスメントの実施

(ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善

(イ) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進（「ラベルでアクション」の取組の推進）

オ その他の取組

(ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承

(イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

(ウ) 策定予定の「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

(ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析

(イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知

(ウ) 職場点検、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化

(エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

イ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

(ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施

(イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施

(ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施

(エ) トラックの逸走防止措置の実施

(オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施

ウ 建設業における労働災害防止対策

(ア) 一般的事項

a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用

b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施

c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施

d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保

(イ) 自然災害からの復旧・復興工事の労働災害防止対策

a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施

b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

エ 製造業における労働災害防止対策

(ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

(イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進

- (ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- (エ) 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- (オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

オ 林業の労働災害防止対策

- (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

③ 業種横断的な労働災害防止対策

ア 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- (ア) 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施
- (イ) 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- (ウ) 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- (エ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施

イ 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）

- (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- (エ) 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用

ウ 交通労働災害防止対策

- (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

エ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

- (ア) WBGT値（暑さ指数）の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休憩時間の確保を含む作業管理の実施
- (イ) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定
- (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
- (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認
- (オ) 熱中症予防に関する教育の実施
- (カ) 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請
- (キ) 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

業種別・署別災害発生状況(休業4日以上)

宮崎労働局

確定値

※上段

死亡災害：平成31年/令和元年確定

休業災害：平成31年/令和元年確定

※下段

死亡災害：令和2年確定

休業災害：令和2年確定

	合計			宮崎署			延岡署			都城署			日南署		
	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計
<b>01製造業</b>		280	280		95	95		62	62		102	102		21	21
	1	301	302		115	115		57	57	1	105	106		24	24
01食料品		103	103		45	45		19	19		39	39			
		130	130		62	62		17	17		50	50		1	1
04木材・木製品		45	45		7	7		18	18		15	15		5	5
	1	54	55		7	7		17	17	1	20	21		10	10
09窯業土石		15	15		7	7		2	2		5	5		1	1
		20	20		6	6		4	4		4	4		6	6
12金属製品		10	10		4	4		2	2		3	3		1	1
		14	14		2	2		4	4		6	6		2	2
13～15機械器具		30	30		15	15		7	7		6	6		2	2
		11	11		7	7		1	1		2	2		1	1
<b>02鉱業</b>		3	3					3	3						
	1	1	2								1	1	1		1
<b>03建設業</b>	5	193	198	2	92	94	2	53	55		37	37	1	11	12
	5	240	245	3	118	121	1	51	52	1	58	59		13	13
01土木工事	3	72	75		33	33	2	21	23		13	13	1	5	6
	2	82	84		34	34	1	21	22	1	18	19		9	9
02建築工事	2	82	84	2	38	40		19	19		19	19		6	6
	3	96	99	3	46	49		14	14		32	32		4	4
(02-02 木造建築)	1	25	26	1	10	11		5	5		7	7		3	3
	1	30	31	1	9	10		5	5		13	13		3	3
<b>04運輸交通業</b>	1	160	161	1	69	70		25	25		59	59		7	7
	3	142	145		64	64		17	17	2	55	57	1	6	7
03道路貨物運送		135	135		58	58		18	18		52	52		7	7
	3	124	127		57	57		11	11	2	51	53	1	5	6
<b>05貨物取扱業</b>		6	6		3	3		1	1		2	2			
		8	8		3	3		1	1		4	4			
<b>06農林業</b>	5	125	130	3	36	39	2	41	43		29	29		19	19
	1	120	121		26	26		35	35	1	36	37		23	23
02林業	5	83	88	3	17	20	2	39	41		10	10		17	17
	1	76	77		14	14		32	32	1	11	12		19	19
<b>07畜産・水産業</b>		50	50		14	14		10	10		20	20		6	6
	1	49	50		16	16		7	7	1	17	18		9	9
<b>08商業</b>		221	221		133	133		33	33		42	42		13	13
	1	214	215	1	111	112		30	30		58	58		15	15
02小売		171	171		103	103		26	26		31	31		11	11
		173	173		91	91		25	25		45	45		12	12
<b>09金融・広告業</b>		10	10		8	8		1	1		1	1			
		19	19		11	11		4	4		4	4			
<b>10映画・演劇業</b>															
		1	1								1	1			
<b>11通信業</b>		11	11		5	5		4	4		2	2			
		9	9		3	3		5	5		1	1			
<b>12教育・研究業</b>		11	11		5	5		2	2		2	2		2	2
		9	9		8	8					1	1			
<b>13保健衛生業</b>		189	189		93	93		49	49		40	40		7	7
		239	239		122	122		41	41		57	57		19	19
02社会福祉施設		130	130		61	61		34	34		31	31		4	4
		166	166		91	91		25	25		35	35		15	15
<b>14接客娯楽業</b>	1	89	90		51	51		16	16		19	19	1	3	4
		87	87		55	55		16	16		14	14		2	2
02飲食店		52	52		24	24		14	14		14	14			
		49	49		25	25		12	12		10	10		2	2
<b>15清掃・と畜業</b>		71	71		54	54		9	9		5	5		3	3
		62	62		34	34		13	13		14	14		1	1
(01-01 ビルメン)		35	35		30	30		3	3					2	2
		35	35		20	20		11	11		4	4			
<b>16官公署</b>		3	3		2	2					1	1			
		3	3		2	2								1	1
<b>17その他の事業</b>		48	48		26	26		6	6		15	15		1	1
		59	59		29	29		9	9		14	14		7	7
<b>合計</b>	12	1470	1482	6	686	692	4	315	319		376	376	2	93	95
	13	1563	1576	4	717	721	1	286	287	6	440	446	2	120	122

資料出所：労働者死傷病報告